

命 令 書 (写)

再 審 査 申 立 人 国立大学法人大阪大学

再 審 査 被 申 立 人 大阪大学箕面地区教職員組合

同 大阪大学教職員組合

上記当事者間の平成23年（不再）第18号事件（初審大阪府労委平成22年（不）第38号及び同第40号併合事件）について、当委員会は、平成24年6月6日第140回第二部会において、部会長公益委員菅野和夫、公益委員仁田道夫、同藤重由美子、同鹿野菜穂子、同島田陽一出席し、合議の上、次のとおり命令する。

主 文

- I 本件再審査申立てを棄却する。
- II 初審命令主文第1項及び第2項を次のとおり変更する。

1 国立大学法人大阪大学は、大阪大学箕面地区教職員組合に対し、本命令書受領の日から1週間以内に、下記内容の文書を交付しなければならない。

記

年 月 日

大阪大学箕面地区教職員組合

執行委員長 A 殿

国立大学法人大阪大学

学長 C 印

当法人が、貴組合からなされた平成21年7月以降本件申立てまでの間の団体交渉申入れに対し、開催時間につき昼休みの時間帯、開催場所につき吹田キャンパスのある吹田地区と限定したことが、中央労働委員会において、労働組合法第7条第2号の不当労働行為であると認定されました。

今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。

2 国立大学法人大阪大学は、大阪大学教職員組合に対し、本命令書受領の日から1週間以内に、下記内容の文書を交付しなければならない。

記

年 月 日

大阪大学教職員組合

執行委員長 B 殿

国立大学法人大阪大学

学長 C 印

当法人が、貴組合からなされた平成21年7月以降本件申立てまでの間の団体交渉申入れに対し、開催時間につき昼休みの時間帯と限定したことが、中央労働委員会において、労働組合法第7条第2号の不当労働行為であると認定されました。

今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。

理 由

第1 事案の概要

1 事案の概要

本件は、再審査申立人国立大学法人大阪大学（以下「大学」）が、平成20年頃から（以下平成の元号を省略）、再審査被申立人大阪大学箕面地区教職員組合（19年10月1日の大学と国立大学法人大阪外国语大学との統合前後を通じ、以下「箕面教組」）及び再審査被申立人大阪大学教職員組合（以下「大学教組」）（以下両教組を併せて「組合ら」）からなされた団体交渉（以下「団交」）の申入れに対し、団交の開催時間につき昼休みの時間帯、団交の場所につき吹田キャンパスのある吹田地区と限定したことが、労働組合法（以下「労組法」）第7条第2号の不当労働行為に当たるとして、大阪府労働委員会（以下「大阪府労委」）に、22年7月6日に箕面教組の団交申入れに係る件（大阪府労委22年（不）第38号事件）につき、同月8日に大学教組の団交申入れに係る件（大阪府労委22年（不）第40号事件）につき、救済申立てがあった事件である。

大阪府労委は、22年8月3日、両事件を併合した。

2 請求する救済内容の要旨

- (1) 開催時間帯及び場所を限定することなく、団交を開催すること
- (2) 謝罪文の掲示

3 初審命令と再審査申立て

初審大阪府労委は、23年3月15日、組合らの団交申入れに対する大学の対応は、開催時間及び場所という団交の開催条件を正当な理由なく限定したものとして、労組法第7条第2号の不当労働行為に該当するとして、大学に対し、①開催時間及び場所の条件を正当な理由なく限定せずに団交に応じること、②文書手交を命じることを決定し、同月17日命令書を交付した。

大学は、23年3月28日、上記初審命令を不服として、初審命令の取消し及び本件救済申立ての棄却を求めて、当委員会に再審査を申し立てた。

4 本件申立て事実の範囲

当委員会は、労組法第27条第2項に定める不当労働行為の申立期間(行為の日から1年以内)を踏まえ、両当事者との間で、組合らの本件救済申立てが、21年7月以降本件申立てまでの間の団交申入れに対する大学の対応が労組法第7条第2号の不当労働行為を構成するとの趣旨であることを確認した。

第2 争点

21年7月以降本件申立てまでの間の団交申入れに対する大学の対応が、団交の開催時間及び場所につき正当な理由なく限定するなどしたものとして、労組法第7条第2号の不当労働行為に当たるか。

第3 当事者の主張の要旨

1 大学の主張

- (1) 20年5月頃から打ち出した団交ルールに関する大学の方針は、時間

帯については午後0時から午後1時までの昼休み時間、場所については吹田地区を原則とするということであるが、21年7月以降の団交申入れに対する大学の対応は同方針を示したものであって、それに限定しているものではない。また、同方針は、特段不合理なものではない。

(2) 大学の方針は団交の開催時間や場所を限定しているものではないこと

ア 開催時間帯

箕面教組は22年2月12日、大学教組は同年1月13日の団交後、本件申立てまでの間、団交申入れ自体を行っていない。そこで、初審命令が「大学が昼休みの時間帯の団交開催に固執していた」とする始期である21年10月から上記年月日までの期間を算出すると、箕面教組については4か月強、大学教組については3か月強となる。そうすると、団交開催の時間帯について調整が紛糾していた期間は、3か月前後にすぎないのであるが、3か月前後といえば、通常の「意見調整期間」とみるべきである。本件申立て後、勤務時間終了後に団交が複数回行われているのは、意見調整が機能した結果である。

そのほか、団交開催の時間帯の調整についての大学と組合らとの間でのメール等のやり取りをみると、①大学は昼休みの時間帯に団交を開催すべき理由を誠実に説明していること、②大学は代替の日時を提案していること、③組合らが「勤務時間内での団交開催」に固執しており、大学だけが責められるいわれはないことからして、初審命令のいうように大学が団交の時間帯に「固執」していたとか「限定」していたとみることはできない。

イ 開催場所

団交開催の場所の調整についての大学と箕面教組との間のやり取りによれば、初審命令が認定しているように、当初は「場所」はほとんど問題になていなかった。例えば、21年10月26日付け団交申

入れも、場所には触れていないし、甲第1号証の18にある同申入れに係るメールの応答をみても、大学が吹田地区を提案しているのに対し、箕面教組は異議を述べていない。

箕面教組が初めて「箕面地区」開催を文書で明示的に申し入れてきたのは、22年2月5日付け団交申入れにおいてであり、これに対して直ちに大学は箕面地区開催を認めた（22年2月9日付け大学回答）。

上記経緯に加え、そもそも大学は場所についてはノーワーク・ノーペイの問題を有する時間帯ほど本質的な問題を有するとは考えておらず、現に22年2月12日には箕面地区で団交を開催し、さらに本件申立て以降も2回箕面地区で団交を開催している（22年12月27日、23年8月2日の団交）ことに鑑みれば、場所について大学がこだわっていなかつたことは明らかである。

ウ 大学の原則的な方針の提示にすぎないこと

本件にあっては、大学の団交ルールの方針は原則として提示したものにすぎず、このように原則として提示したという場合は、提案すること自体は団交拒否に直結せず、原則が著しく不合理であり、そのような原則を主張すること自体が労働組合嫌悪の意思の表明であるというような特殊な場合を除いては、その時点で不当労働行為を云々する余地はない。そのような原則を踏まえたうえでの労使間の調整の段階において、使用者の不誠意が著しければ、不当労働行為と評価される余地があり得るにすぎない。

さらにいえば開催場所については、どうしても調整できない場合は、実際問題として使用者が場所を指定するしか方法がないのであって、その場合には、使用者の指定に合理的理由があり、かつ、当該場所で団交に応じることが労働組合に格別の不利益をもたらさないときには

不当労働行為に当たらないことは判例でも認められている。

(3) 大学の方針は不合理なものではないこと

ア 開催時間帯

(ア) 勤務時間中の団交については、国立大学法人の人事費の多くが税金によりまかなわれる以上、賃金を保障するとなると、納税者たる国民の理解を得られず、望ましいものではない。組合らは、ノーワーク・ノーペイの原則に対して強烈な拒否反応を示しているから、勤務時間中の団交の開催は困難である。

また、組合側の出席者として、多数の教職員が出席するから、勤務時間中に団交を行えば、業務への支障や学生サービスの低下は必至である。

(イ) 勤務時間終了後については、ノーワーク・ノーペイの問題は生ぜず、勤務時間中よりは現実的であることは否定できないが、依然次のような問題が存在する。

まず大学においては、夜間の授業も少なくなく、業務への支障や学生サービスの低下をもたらす。

また、午後5時半以降大半の建物が閉まってしまうため、団交の会場の確保が非常に困難である。もっとも授業に関連する建物は開いているが、会議室としての構造を有していない。大学側出席者の超過勤務によりコストが過度に増加するということもある。

さらに、大学には9つの労働組合が存在するところ、勤務時間終了後に団交を開催することになると、複数組合に対する中立保持義務の観点から、それら多数の労働組合全てに同一の対応を行わなければならず、大学の交渉担当者の負担が極めて大きくなる上、超過勤務によるコストが生じる。

(ウ) 労使間で、ノーワーク・ノーペイの問題を巡る調整の目途が全く

立たない以上、結局のところ、昼休み中と勤務時間終了後の団交開催のいずれが合理的かということになるが、勤務時間終了後の団交についてはなお上記(イ)のような問題が存在する。

そして、大学においては昼も授業があることを考えると、昼休み時間帯に団交を行ったとしても、何らかの形で学生サービスにしづ寄せが生じるのは避けがたいが、昼休みは学生も休憩中であることから、サービスの低下を最小限にとどめるという趣旨で、昼休み中の団交が最も望ましいと考えられるから、大学が団交の開催時間を昼休みの時間帯を原則としたことは合理性を有する。

イ 開催場所

(ア) 場所の問題は、組合らのうち、箕面教組特有の問題であると思われるが、大学の本部は吹田地区にあり、大学側の団交出席者のほとんどは吹田地区で勤務している上、規模も吹田地区が最も大きく、最も多数の教職員が所属しており、会場の確保という観点からみても、吹田地区で団交を行うのが最も合理的である。大学側は9つという多数の労働組合と交渉しなければならないので、それぞれの労働組合が希望する場所に出向くのは、非常に不合理で非効率的で負担が大きい。吹田地区と箕面地区の移動時間は、車なら15分から20分程度であり、箕面教組についても、吹田地区を原則とすることに何ら不合理はない。

(イ) なお、大学は昼休みの団交に関して、20分から30分程度の延長は認めており、前後の移動時間も含めて賃金カットはしておらず、実際には協議時間の不足は起こっていない。

(4) 本件にあっては、上記のとおり、大学の方針は限定したものではなく、特段不合理なものでもないのであるから、21年7月以降の団交申入れに対する大学の対応は労組法第7条第2号の不当労働行為には当たらな

い。

2 組合らの主張

- (1) 20年頃から、大学は午後0時から午後1時に吹田地区で団交を開催することに拘泥するようになり、これらの条件が満たされない場合には、団交を拒絶するようになった。組合らは、労使双方にとって都合の良い時間・場所を定めて団交が開催されるよう再三にわたって申し入れたが、大学は、組合らの意向を全く聞き入れようとせず、自ら提示した開催条件に固執していたことは証拠上明らかであり、大学の対応は不誠実団交に該当する。

吹田地区と箕面地区の移動には約30分を要することから、とりわけ箕面教組の組合員にとっては、午後0時から午後1時の間に吹田地区で開催される団交に出席することは困難を極める。教員である組合員が、その前後の時間帯に授業を担当していれば、その開催条件には応じることはできず、労使間の団交開催日程の調整がなかなか折り合わないという弊害を招く。さらに、実際の協議時間が短時間に限定されてしまうという問題もある。また、大学教組とは、古くから時間帯を限定することなく、かつ、勤務時間中の場合には、賃金カットされることなく、団交を開催してきたという慣行が存在しており、使用者側が合理的な理由なく、労働組合との十分な協議もなく、一方的に労働者にとって不利益な方向に変更することは不当労働行為を構成する。

- (2) 大学は、勤務時間中の団交に応じない理由として、納税者の理解が得られないことや学生サービスの低下を挙げるが、単に抽象的・一般的な雰囲気を述べているにすぎない。

国立大学の教職員が国家公務員であった時代には、勤務時間中の交渉が法的にも肯定されており、他の国立大学法人では現在でも、勤務時間中の団交が一般的であることからみても、納税者の理解に係る問題が勤

務時間中の団交を制約するものではない。さらに、大学は、農林水産省のヤミ専従問題を取り上げ、勤務時間中の団交と同列に置くなどしているが、かかる取扱いは失当である。

また、大学の教職員には裁量労働制が適用されている者が多数存在しており、勤務時間中に団交を行うことが、即、学生サービスの低下を招くことには繋がらない。

- (3) 大学は、勤務時間終了後の団交に応じない理由として、夜間授業の存在、会場確保が困難なこと、他労働組合への対応の問題等を挙げるが、これらについても合理性はない。

大学が夜間授業の存在を取り上げるのは、勤務時間中の団交と同様、学生サービスの低下を理由としていると考えられるが、大学は具体的な弊害について主張・立証していない。そもそも、団交を開催し、労働者が参加する以上、勤務時間の内外にかかわらず、抽象的な意味では学生サービスの低下を招く可能性はあり、学生は、時間帯を問わず、学内にいるのであるから、昼休みの時間帯に団交を行えば、学生サービスに影響はなく、その余の時間帯に行えば支障をきたすなどと一概にいえるはずはない。

会場の確保については、夜間授業があり、これに対応する教職員が労働している以上、団交を開催するために必要な会場の確保が困難なはずではなく、夜間授業を理由に勤務時間終了後に団交ができないとする大学の主張とも矛盾している。

他に労働組合が多数存在することについても、大学は具体的な主張・立証をしていない上、多数の労働組合から団交申入れがあれば、むしろ柔軟に時間帯や場所を設定しなければ、対応できないものと考える。

第4 当委員会の認定した事実

1 当事者等

(1) 大学は、肩書地に本部事務局を、大阪府吹田市、同豊中市及び同箕面市にそれぞれキャンパスを置き、国立大学である大阪大学を設置、運営している国立大学法人である。教職員数は約9000名である（22年5月1日現在）。

なお大学は、国立大学法人法の改正により、19年10月1日、それまで大阪府箕面市にて、国立大阪外国語大学を設置、運営していた国立大学法人大阪外国語大学と統合したものである（以下、国立大学法人大阪外国語大学を「外大」。この統合を「本件大学統合」）。

(2) 箕面教組は、肩書地に事務所を置き、大学に勤務する教職員で組織される労働組合で、組合員数は約90名である（本件初審結審時）。同教組は、本件大学統合前には、外大で勤務する教職員を組織していた。

(3) 大学教組は、肩書地に事務所を置き、大学に勤務する教職員で組織される労働組合で、組合員数は約150名である（本件初審結審時）。

(4) 大学には、大学に勤務する教職員を構成員として含む労働組合が、組合らを併せ計9つある（本件初審結審時、組合ら以外の7つの労働組合は、いわゆる合同労組を含み、組合員数は数名から数十名程度である。）。

2 本件大学統合の経緯、勤務時間等について

(1) 大学の法人化

ア 16年4月1日、国立大学は、国立大学法人法附則第3条第1項の規定により、同日成立した国立大学法人が設置する国立大学となり、その際、現に旧国立大学の職員であった者は、同法附則第4条の規定により、原則として、同日、国立大学法人の職員となった。

国立大学大阪大学もこれに伴い、大学が設置、運営するところとなつたものであり、国立大学大阪大学の教職員であった者は、原則として、大学に雇用されるところとなつた（以下、この経緯を「大学の法

人化」)。

イ 16年4月1日の国立大学の法人化前は、国立大学については、その職員につき、国家公務員法が適用された。

同法は、当局と登録職員団体との交渉につき、次のとおり定めている。

「(交渉)

第108条の5 当局は、登録された職員団体から、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、及びこれに附帯して、社交的又は厚生的活動を含む適法な活動に係る事項に関し、適法な交渉の申入れがあつた場合においては、その申入れに応ずべき地位に立つものとする。

8 本条に規定する適法な交渉は、勤務時間中においても行なうことができるものとする。

(第2項から第7項、第9項 略)

」

(2) 本件大学統合

ア 19年10月1日、上記1(1)のとおり、本件大学統合が行われ、大学は外大と統合したが、これにより、外大に雇用されていた者は、原則として、大学に雇用された。

本件大学統合に際し、外大の組織は、大学の外国語学部等として改編され、外大が設置されていた場所は、大学の箕面地区のキャンパス(以下「箕面キャンパス」とされた。なお、大学には、同キャンパスのほか、本件大学統合前から大学の施設が設置されていた吹田地区のキャンパス(以下「吹田キャンパス」)、豊中地区のキャンパスがある。

イ 本件大学統合前は、外大では、現在箕面キャンパスが置かれている場所にあった外大事務部が、労務関係も含め同大全体の事務を管理し

ていたが、同統合後は、箕面キャンパスにある外国語学部、世界言語研究センター等の事務部は、それぞれ大学の一部局という形で、教員の研究室等を管理している。

本件大学統合後は、団交を含む労務関係事務については、その議題が大学全体に及ぶ内容である場合は、吹田キャンパスにある総務企画部がその担当となり、対応している。なお、大学によれば、外国語学部等、当該部局固有の団交要求はなされたことがない（23年8月5日現在）。

ウ 本件大学統合の根拠である国立大学法人法の一部を改正する法律は、統合の性格、権利義務の承継について、次のとおり定めている。
「（大阪外国語大学法人の解散等）

第2条 国立大学法人大阪外国語大学（以下「大阪外国語大学法人」という。）は、この法律の施行の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において国立大学法人大阪大学（以下「大阪大学法人」という。）が承継する。

- 2 この法律の施行の際現に大阪外国語大学法人が有する権利のうち、大阪大学法人がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時において国が承継する。
- 3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

（第4項から第12項 略）

」

（3）大学の教職員の勤務時間

ア 大学の教職員の勤務時間は、規定（「国立大学法人大阪大学教職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規程第3条」）上、原則として、午前8時30分から午後5時15分であって、午後0時15分から午

後 1 時までが休憩である。ただし実際の運用上は、国立大学時代に國家公務員に「休息時間」が認められていたことや勤務時間の短縮を図ることという観点から、午後 0 時から午後 0 時 15 分までを「原則として勤務を命じない時間」として取り扱っている(以下、午前 8 時 30 分から午後 0 時の間及び午後 1 時から午後 5 時 15 分の間を「勤務時間中」、午後 0 時から午後 1 時の間を「昼休みの時間帯」、午後 5 時 15 分以降を「勤務時間終了後」とそれぞれ便宜的にいうことがある。)。

イ 大学の教職員のうち、主として教育又は研究の業務に従事する教員及び研究員については、大学がその業務遂行の手段及び時間配分の決定等について、具体的な指示をせず、1 日につき、所定労働時間労働したものとみなされる専門業務型裁量労働制が適用されており、22 年 3 月現在で、吹田地区では 1743 名、箕面地区で 109 名、豊中地区で 808 名がその対象となっている。

ウ 箕面教組の組合員のうち専門業務型裁量労働制が適用されている者は、約 81 % である。20 年度から 22 年度の各年度に箕面教組の委員長及び書記長であった計 6 名のうち 4 名が教員であって、専門業務型裁量労働制が適用されていた。

なお、この 4 名の教員は、役員であった年度において、いずれも箕面地区及び豊中地区での授業を担当していたが、吹田地区での授業を担当していたのは 1 名であって、週 1 回 1 コマであった。

また、箕面教組に加入している職員のほとんどは、箕面地区で勤務している。

大学教組の組合員のうち専門業務型裁量労働制が適用されている者は、約 45 % である。

(4) 大学の授業時間は、原則として下記のとおりである。

1限目	午前8時50分から午前10時20分
2限目	午前10時30分から午後0時00分
3限目	午後1時00分から午後2時30分
4限目	午後2時40分から午後4時10分
5限目	午後4時20分から午後5時50分
6限目	午後6時00分から午後7時30分
7限目	午後7時40分から午後9時10分

ただし、国際公共政策研究科、医学部、歯学研究科を除く。

- (5) 大学の吹田地区と箕面地区間を自動車や公共交通機関を利用して移動すると、所要時間は通常、移動に係る準備時間を含めると20分から30分程度である。

3 箕面教組の団交の状況

(1) 本件大学統合前の状況

本件大学統合前の箕面教組と外大との間の団交は、勤務時間中に行われることや午後5時頃から行われることがあった。

(2) 本件大学統合後の状況（概略）

本件大学統合後から本件申立てまでの間について、20年1月から22年6月までの箕面教組と大学との間の団交の開催状況は、次のとおりである。

日付	開始時間	終了時間	開催場所
20年 1月24日	午後6時32分	午後8時02分	吹田地区
20年 2月29日	午後6時30分	午後7時05分	吹田地区
20年 9月29日	午後0時	午後1時03分	吹田地区
21年 6月 5日	午後0時	午後1時05分	吹田地区

21年11月26日	午後0時	午後1時05分	吹田地区
22年2月12日	午後0時	午後1時00分	箕面地区

(3) 21年6月までの状況

- ア 本件大学統合後、箕面教組は大学に対し、19年12月21日付け文書（以下「箕面教組19.12.21文書」）を提出し、団交の開催場所や時間設定等についての協議を申し入れた。
- イ 大学が箕面教組あてに提出した19年12月28日付け文書には、箕面教組の他の要求事項に対する回答とともに、文末に「交渉は他の労働組合と同様、吹田地区で行うことになりますので、その旨ご留意いただきたく存じます。」と記載されていた。
- ウ 20年1月24日午後6時32分から、箕面教組と大学との間の団交が吹田地区で行われた。
- エ 大学は箕面教組に対し、箕面教組19.12.21文書に回答するとして20年1月24日付け文書を提出した。同文書には、交渉場所については、①他の労働組合と同様、吹田地区で実施することにすること、②交渉時間設定は、原則として勤務時間外に行うことによることが記載されていた。
- オ 20年2月29日午後6時30分から、箕面教組と大学との間の団交が吹田地区で行われた。
- カ 20年9月29日午後0時から、箕面教組と大学との間の団交が吹田地区で行われた。
- キ 箕面教組は大学に対し、21年5月22日付け文書を提出し、団交を申し入れた。
- ク 大学は箕面教組に対し、21年5月下旬頃、上記キの文書に対し、21年6月4日又は同月5日の午後0時から約1時間、吹田地区にお

いて団交を行うことを提案した。

ケ 21年6月5日午後0時から、箕面教組と大学との間の団交が吹田地区で行われた。

(4) 21年7月以降の状況

(21年10月26日付け団交申入れに係る状況)

ア 21年10月26日、箕面教組は大学に対し、同日付け文書を提出し、労働条件の不利益変更が予定されているとして、①教員の定年年齢に関連して、外大からの承継教員に労働条件の不利益変更が生じること、②人事院勧告に基づいて、給与及び賞与につき不利益変更が行われること、③特例職員制導入に伴う今後の雇用等について団交を申し入れた（以下、同申入れを「箕面教組21.10.26団交申入れ」）。

なお、同文書には、交渉日程、会場につき、大学から箕面教組あて提案してもらいたい旨付記されていた。

イ 21年10月29日午前10時02分、大学の団交担当者は箕面教組に対し電子メールを送信し、箕面教組21.10.26団交申入れに係る団交を同年11月9日午後0時から1時間程度、吹田地区で開催することを提案した。これに対し、同年10月29日午後5時00分、箕面教組は、同年11月9日は3限目に授業があるため、団交は設定できないとして、同月13日午後2時以降での日程を求めるメールを返信した。

ウ 21年10月30日午前11時09分、大学の団交担当者は箕面教組に対し電子メールを送信し、国立大学法人は、税金により人件費の大半がまかなわれていることから、勤務時間中の労働組合活動を認めることは、納税者の納得を得がたいとして、同年11月13日午後0時から1時間程度で団交を開催することを提案した。

エ 21年11月2日午後7時22分、箕面教組は大学の団交担当者に

対し電子メールを送信し、一方的に使用者が設定した時間でしか団交に応じないことは、勤務時間中における労働組合活動を認めないとすることとは次元を異にしており、誠実団交応諾義務違反に当たると主張するとともに、同月13日は2限目まで授業があるため午後0時からの団交には応じられないとして、同日の午後2時以降での時間設定の検討を求めた。

オ 21年11月2日午後8時26分、大学の団交担当者は箕面教組に対し電子メールを送信し、箕面教組は、同月13日は都合が悪いとしているとして、午後0時から1時間程度の交渉が可能な日程を同月4日までに連絡するよう求めた。

カ 21年11月4日午後5時44分、箕面教組は大学の団交担当者に対し電子メールを送信し、同月13日午後2時以降での日程調整の結果について尋ねるとともに、一方的に使用者が設定した午後0時から1時間程度との時間帯でしか団交に応じないことは、誠実団交応諾義務違反に当たると認識しているか否かについての返答を求めた。

キ 21年11月4日午後8時12分、大学の団交担当者は箕面教組に対し電子メールを送信し、①国立大学法人は、税金により人件費の大半がまかなわれていることから、勤務時間中の労働組合活動を認めることは、納税者の納得を得がたいため、大学は原則として勤務時間中における団交は行わないことにしている、②団交は午後0時から1時間程度の時間帯で設定したいと考えており、この時間帯で設定できる日を返答するよう求めたもので、使用者側が一方的に日時を設定したことには当たらず、当然、誠実団交応諾義務違反に当たるとは考えていない、③全ての日に午後0時から午後1時の間に授業があるのであれば、夕方の勤務時間終了後に日程調整をすることはやぶさかではない、とした上で、日程について連絡するよう求めた。なお、この電子

メールの上記①の文章には、「農林水産省のヤミ専従問題でも話題に上ったのはご承知のとおりです。」と付記されていた。

ク 21年11月5日前9時46分、箕面教組は大学の団交担当者に對し電子メールを送信し、我々は日程調整を行っており、勤務時間中になることも、勤務時間終了後になることもあると理解しているとした上で、労組法第7条第3号には「ただし、労働者が労働時間中に時間又は賃金を失うことなく使用者と協議し、又は交渉することを使用者が許すことを妨げるものではなく」とされていることを指摘し、農林水産省のヤミ専従問題と団交の時間設定を同一視する理由を示すよう求めた。なお、この電子メールの文末には、大学は、「『全ての日において、12時から13時に授業があるのであれば』というような言辞を弄してまで、使用者側の時間設定でなければ応じないと返答していると理解してよろしいですか。」と記載されていた。

ケ 21年11月5日午後5時08分、大学の団交担当者は箕面教組に對し電子メールを送信し、労組法第7条第3号については承知しているとした上で、国立大学法人は、税金により人件費の大半がまかなわれていることから、勤務時間中の労働組合活動を認めることは、納税者の納得を得がたいため、大学は原則として勤務時間中における団交は行わないことにしており、この取扱いは他の労働組合にも同じである旨述べ、午後0時から1時間程度の交渉が可能な日程を連絡するよう求めた。

コ 21年11月6日午後6時19分、箕面教組は大学の団交担当者に對し電子メールを送信し、大学側は箕面教組の質問にまともに答えるつもりはないようであるとするとともに、箕面教組21.10.26団交申入れの内容は緊急であるから、同月13日午後5時30分から団交を開催するよう求めた。

サ 21年11月6日午後6時53分、大学の団交担当者は箕面教組に対し電子メールを送信し、再度、午後0時から1時間程度の交渉が可能な日程を連絡するよう求めた。

シ 21年11月6日午後7時26分、箕面教組は大学の団交担当者に対し電子メールを送信し、再度、同月13日午後5時30分から団交を開催するよう求めた。

ス 21年11月9日前10時55分、大学の団交担当者は箕面教組に対し電子メールを送信し、①大学は午後0時から1時間程度の交渉が可能な日程を他の日を含めて連絡するよう求めており、大学が一方的に日時を設定しているものではない、②国立大学法人は、税金により人件費の大半がまかなわれていることから、勤務時間中の労働組合活動を認めることは、納税者の納得を得がたいため、大学は原則として勤務時間中における団交は行わないことにしており、③勤務時間終了後の団交についても超過勤務削減の観点から応じるつもりはない、とした上で、午後0時から1時間程度の交渉が可能な日程を同月10日までに連絡するよう求めた。

セ 21年11月9日午後6時44分、箕面教組は大学の団交担当者に対し電子メールを送信し、①大学のこれまでの返答は午後0時から午後1時の間しか団交に応じない旨繰り返し返答しているのにはかならない、②箕面教組が団交に管理職以外の出席を求めたことはないのであるから、勤務時間終了後の団交についても超過勤務削減の観点から応じるつもりはないとの回答は失当である、とした上で、再度、同月13日午後5時30分から団交を開催するよう求めた。

ソ 21年11月9日午後7時35分、大学の団交担当者は箕面教組に対し電子メールを送信し、①大学は午後0時から1時間程度の交渉が可能な日程を複数提示するよう求めており、箕面教組が午後5時30

分からしか提示しないのであれば、同月 13 日では団交設定できない、
②現実に、これまでも同時間帯に交渉を実施しており箕面教組の方針
転換は理解できない、③大学側の団交出席者については大学が考える
べきことであり、箕面教組に限りこれを変える必要はない、とした上
で、午後 0 時から 1 時間程度の交渉が可能な日程を連絡するよう、再
度求めた。

タ 21 年 11 月 17 日午前 9 時 58 分、箕面教組は大学の団交担当者
に対し電子メールを送信し、団交は勤務時間外で、しかも午後 0 時か
ら午後 1 時の時間帯でしか設定できないというのは担当者の一見解で
はなく、大学としての方針である旨の文書回答を求めるとした上で、
箕面教組 21.10.26 団交申入れに基づく団交を同月 18 日又は同月 19
日の午後 0 時から午後 1 時の時間帯で箕面地区にて行うよう求めた。

チ 21 年 11 月 17 日午後 5 時 15 分、大学の団交担当者は箕面教組
に対し電子メールを送信し、団交開催場所については従前からお伝え
しているとおり他の労働組合と同様、吹田地区で実施することにして
いるとした上で、同月 18 日午後 0 時から午後 1 時、吹田地区で団交
を開催することを提案した。なお、文書回答については、箕面教組か
らの文書での申入れをもって回答したいと考えている旨併せて通知し
た。

ツ 21 年 11 月 17 日午後 6 時 28 分、箕面教組は大学の団交担当者
に対し電子メールを送信し、同月 18 日は授業があるため、午後 0 時
から午後 1 時に吹田地区に出向くことは不可能であるため、文書回答
が行われることを前提に、同月 19 日午後 0 時から午後 1 時、吹田地
区で団交を開催することを提案した。

テ 21 年 11 月 17 日午後 6 時 42 分、大学の団交担当者は箕面教組
に対し電子メールを送信し、同月 19 日午後 0 時から午後 1 時は他の

労働組合との交渉が予定されているため、箕面教組との団交は開催できないとして、再度、午後0時から午後1時の開催で日程調整するよう求めた。

ト 箕面教組は大学に対し、21年11月18日付け文書を提出し、箕面教組との団交は勤務時間外、しかも午後0時から午後1時の時間帯、交渉場所は吹田地区という条件でしか設定できないというのは担当者の一見解ではなく、大学としての方針であるか否か文書回答するよう求めた。

ナ 大学は箕面教組に対し、大学総務部長名の21年11月25日付け文書（以下「21.11.25対箕面教組回答書」）を提出し、①国立大学法人は、税金により人件費の大半がまかなわれていることから、勤務時間中の労働組合活動を認めることは、納税者の納得を得がたいため、大学は原則として勤務時間中における団交は行わないことにしており、この取扱いは他の労働組合についても同じである、②勤務時間終了後の団交についても超過勤務削減等の観点から、基本的に応じるつもりはない、③交渉場所については、他の労働組合と同様、吹田地区で実施することを原則としている旨回答した。

ニ 21年11月26日午後0時から、箕面教組21.10.26団交申入れに關して、箕面教組と大学間の団交が吹田地区で行われた。

(22年2月5日付け団交申入れに係る状況)

ヌ 22年2月5日、箕面教組は大学に対し、同日付け文書を提出し、外大からの承継教員の退職金手当の不利益変更が提示されているとして、提示された退職手当規程案について、同月10日又は同月12日の午前9時から午後0時の間で、箕面地区にて団交を行うよう申し入れた（以下、同申入れを「箕面教組22.2.5団交申入れ」）。

ネ 大学は箕面教組に対し、箕面教組22.2.5団交申入れに回答するとし

て、22年2月9日付け文書を提出した。大学は、同文書において、今回の団交を箕面地区で開催することに異存はないが、他の労働組合と同様、交渉は昼休みに行う旨回答した。

ノ 22年2月9日午後6時14分、大学の団交担当者は箕面教組に対し電子メールを送信し、箕面教組22.2.5団交申入れに係る団交を同月12日午後0時から午後1時、箕面地区で行うことを探案した。

ハ 22年2月10日午前9時42分、箕面教組は大学の団交担当者に対し電子メールを送信し、箕面教組は午前9時から午後0時の間に団交を求めたにもかかわらず、午後0時から午後1時の間の設定になった理由及び今回は箕面地区での開催に応じた理由を回答するよう求めた。

ヒ 22年2月10日午前11時19分、大学の団交担当者は箕面教組に対し電子メールを送信し、①団交の設定時間については、21.11.25対箕面教組回答書で回答したとおり、勤務時間中の団交を行わないのが大学の考え方である、②場所についての大学の方針には変わりはないが、今回は吹田地区で会場が確保できなかったため、箕面地区での開催に応じた旨回答した。

フ 22年2月10日午後6時49分、箕面教組は大学の団交担当者に対し電子メールを送信し、箕面教組は昼休みの時間帯の団交に同意しないが、今回の団交は外大からの承継教員の退職金手当の不利益変更の提示を議題とするため、同月12日午後0時からの団交に応じる旨回答した。

ヘ 22年2月12日午後0時から、箕面教組22.2.5団交申入れに関して、箕面教組と大学との間の団交が箕面地区で行われた。なお、これ以降、本件申立て（大阪府労委22年（不）第38号事件）までの間、箕面教組は大学に対し、団交を申し入れておらず、両者間で団交は開

催されていない。

4 大学教組の団交の状況

(1) 本件大学統合前の状況

大学の法人化以降、19年までは、大学教組と大学との間の団交は基本的に勤務時間中に行われていた。

(2) 本件大学統合後の状況（概略）

本件大学統合後から本件申立てまでの間について、20年1月から22年6月までの大学教組と大学との間の団交の開催状況は、次のとおりである。

日付	開始時間	終了時間	開催場所
20年 5月22日	午後0時	午後 1 時 45 分	吹田地区
20年 7月15日	午前11時45分	午後 1 時 15 分	吹田地区
21年10月30日	午前11時58分	午後 1 時 10 分	吹田地区
21年11月 9日	午後0時	午後 1 時 10 分	吹田地区
21年11月19日	午後0時	午後 1 時 05 分	吹田地区
21年12月 4日	午後0時	午後 1 時 15 分	吹田地区
21年12月11日	午後0時	午後 1 時 00 分	吹田地区
21年12月22日	午後0時	午後 1 時 00 分	吹田地区
22年 1月13日	午後0時	午後 1 時 10 分	吹田地区

なお、本件大学統合前後を通じて、大学教組と大学は、吹田地区以外で団交を行ったことはない。

(3) 20年の状況

ア 20年5月14日頃、大学は大学教組に対し、次回団交日程を同月22日又は同月23日の午後0時から1時間程度とすることを提案し

た。

同月 22 日午後 0 時から、大学教組と大学との間の団交が吹田地区で行われた。

イ 20 年 6 月 27 日、大学は大学教組に対し、次回団交日程を同年 7 月 15 日午後 0 時から 1 時間程度とすることを提案した。これに対し、大学教組は、同日午前 11 時から団交を行うことを提案したが、大学は応じない旨返答した。なお、これ以前にも、大学教組は大学に対し、午後 0 時からの団交設定には応じられない旨伝えたことがあった。

結局、同日午前 11 時 45 分から、大学教組と大学との間の団交が吹田地区で行われた。

ウ 20 年 10 月 15 日、大学教組は大学に対し、同日付け文書を提出し、団交を申し入れた。

エ 20 年 11 月 7 日、大学は大学教組に対し、次回団交日程を同月 21 日午後 0 時から 1 時間程度とすることを提案した。これに対し、大学教組は、口頭で、応じられない旨返答した。なお、その際、大学は組合活動は勤務時間外に行うべきである旨発言したことがあった。

オ 20 年 11 月 27 日、大学教組は大学に対し、同日付け文書を提出し、同月 21 日午後 0 時からの団交には応じられない旨返答した。同文書には、①従来から、大学教組は昼休みの時間帯での設定は承知できない旨伝えていたが、大学は、参加者のスケジュールの都合や会場の状況等を理由に昼休みを含む日程を提案し続けており、大学教組は、これらの理由はある程度理解できるとして、交渉の実施を優先して、譲歩したこともある、②今回、大学は、大学教組の譲歩を逆手に取るかのように、昼休みの時間帯で団交提案を行い、組合活動は勤務時間外に行うべきである旨発言した、③日本国憲法第 28 条の規定や労組法第 7 条の規定からすると、労働者が労働時間中に時間又は賃金を

失うことなく使用者と協議し、又は交渉することを使用者が許すこと
は、大学として何ら責任を問われるような不公正な行為ではない旨記
載されていた。

(4) 21年7月以降の状況

(21年10月19日付け団交申入れ等に係る状況)

ア 大学教組は大学に対し、21年10月19日付け文書、同月23日
付け文書及び同月27日付け文書を提出し、①21年度12月期の期
末手当、非常勤職員への通勤手当・期末手当の支給、所定労働時間の
7時間45分への変更、②21年人事院勧告等への大学の対応方針、
③大学の法人化前から引き続き在職する非常勤職員の取扱い、等を議
題とする団交を申し入れた（以下、これら申入れを「大学教組21.10.
19等団交申入れ」）。

なお、同月23日付け文書及び同月27日付け文書には、同月30
日、同年11月2日、同月4日及び同月6日のうちから団交の候補日
程を提案するよう付記されていた。

イ 21年10月30日午前11時58分から、大学教組と大学との間
の団交が吹田地区で行われた。また、その継続交渉が、同年11月9
日午後0時から、同月19日午後0時から、同年12月4日午後0時
から、いずれも吹田地区で行われた。

ウ 大学教組は大学に対し、21年12月4日付け文書を提出し、同年
10月30日以降の団交の継続交渉を求めるとして、団交を申し入れ
た。

なお、同文書には、同年12月8日、同月10日、同月11日のう
ちから団交の候補日程を提案するよう付記されていた。

エ 21年12月11日午後0時から、大学教組と大学との間の団交が
吹田地区で行われた。

オ 大学教組は大学に対し、21年12月11日付け文書を提出し、同年10月30日以降の団交の継続交渉を求めるとして、団交を申し入れた。

なお、同文書には、同年12月21日、同月22日、同月25日のうちから団交の候補日程を提案するよう付記されていた。

カ 21年12月22日午後0時から、大学教組と大学との間の団交が吹田地区で行われた。

キ 大学教組は大学に対し、21年12月24日付け文書を提出し、同年10月30日以降の団交の継続交渉を求めるとして、団交を申し入れた(以下、同申入れを「大学教組21.12.24団交申入れ」)。

なお、同文書には、22年1月12日から同月15日のうちから団交の候補日程を提案するよう付記されていた。また、大学が交渉時間を昼休みの時間帯に限定していることが、組合側のスケジュール調整を困難にし、十分に議論を尽くす上で障害になっているとして抗議するとともに、勤務時間中か、夕方の交渉の可能性を真剣に検討することを求める旨の記載があった。

ク 大学は、大学教組21.12.24団交申入れに回答するとして、21年12月28日付け文書を大学教組に提出した。

同文書には、団交日程に関して、①国立大学法人は、税金により人件費の大半がまかなわれており、納税者の納得を得がため、大学は、よほどの合理的な理由がない限り、勤務時間中の団交は行わない、②勤務時間終了後の団交についても、学生サービスや超過勤務削減等の観点から、基本的に応じるつもりはない、③団交の開催に当たっては開催日を複数指定するなどして、可能な範囲で日程調整させてもらう旨の記載があった。

ケ 大学教組は大学に対し、22年1月6日付け文書を提出し、論点を

明確にしたうえで、21年10月30日以降の団交の継続交渉を求めるとして、団交を申し入れた。

なお、同文書には、22年1月12日から同月15日のうちから団交の候補日程を提案するよう再度付記されていた。

コ 22年1月13日午後0時から、21年10月30日以降の団交の継続交渉として、大学教組と大学との間の団交が吹田地区で行われた。

(22年2月4日付け団交申入れに係る状況)

サ 大学教組は大学に対し、22年2月4日付け文書を提出し、非常勤職員から、事業仕分けによる間接経費の削減等を理由として雇止めの通告を受けたとの相談を受けることが増加している等として、非常勤職員の雇止め問題について、団交を申し入れた(以下、同申入れを「大学教組22.2.4団交申入れ」)。

なお、同文書には、①交渉日程として、同月8日から同月10日の午後3時から2時間程度の団交を提案する、②20年度までは、勤務時間中に団交を行ってきたにもかかわらず、その後、昼休みの1時間に交渉時間帯を限定するという大学の態度が、大きな支障になっている、③議論を尽くすためには、少なくとも1回2時間程度は必要である、④大学は、昼休みの団交開催について、当初は出席者のスケジュール調整等を挙げていたが、その後、納税者たる国民の理解を得られないと主張している、⑤勤務時間中に団交を行うことは合法であって、国民の間で広く受容されている慣行である、⑥交渉時間帯の制限を続けるのであれば、さらに具体的な根拠を示すことを求める旨の記載があった。

シ 大学は、大学教組22.2.4団交申入れに回答するとして、22年2月8日付け文書(以下「22.2.8対大学教組回答書」)を大学教組に提出した。同文書には、①団交の時間帯のルールについては、過去の団交で

説明したとおり、国立大学法人は、税金により人件費の大半がまかなわれていることから、よほどの合理的な理由がない限り、大学は勤務時間中における団交は行わないことにしており、この取扱いは他の労働組合についても同じである、②勤務時間終了後の団交についても、大学側の交渉担当者にとっては、超過勤務の問題等が生じることから、応じることはできない旨の記載があった。

なお、上記①の文章には、「ヤミ専従等の問題が指摘された農林水産省においても、『農林水産省における新たな労使関係の構築に関する基本指針』により、『業務最優先の原則』から、労使間の交渉は勤務時間外に行なうことが現在では基本とされています。」と付記されていた。

ス 22年2月10日午前9時29分、大学の団交担当者は大学教組に対し電子メールを送信し、同月22日、同月23日又は同月24日の午後0時から午後1時に団交を行うことを提案した。

セ 大学教組は大学に対し、22年2月12日付け文書を提出し、22.2.8対大学教組回答書の説明には納得できず、勤務時間中もしくは勤務時間終了後の時間帯で団交を行うよう、再度、申し入れた（以下、同申入れを「大学教組22.2.12団交申入れ」）。

なお、同文書には、大学が勤務時間中の労働組合活動を認めることは、納税者の納得を得がたいとしている点について、その判断材料となった調査を具体的に示すことや、勤務時間終了後の団交に応じられない理由として、超過勤務削減の問題を挙げている点について、交渉担当者の現時点の超過勤務状況を具体的に示すこと等を要求する旨の記載があった。

ソ 大学は大学教組に対し、大学教組22.2.12団交申入れに回答するとして、22年2月19日付け文書（以下、「22.2.19対大学教組回答書」）

を提出了。

同文書には、①勤務時間は団交等を行うための時間ではなく、勤務実績がないにもかかわらず、賃金を支払うことは、ノーワーク・ノーペイの原則に反する、②繰り返し説明しているとおり、税金により人件費の大半がまかなわれていることから、勤務時間中の労働組合活動を認めることは、納税者の納得を得がたい、③大学には、現在、9つの労働組合が存在しており、仮にすべての労働組合から、勤務時間終了後の団交を求められれば、大学の業務が麻痺してしまうため、特定の労働組合についてのみ、勤務時間終了後に団交を行うわけにはいかない旨の記載があった。

タ 22年2月24日午前9時11分、大学の団交担当者は大学教組に対し電子メールを送信し、同年3月4日又は同月5日の午後0時から午後1時に団交を行うことを提案した。

チ 22年2月25日午後3時09分、大学教組は大学の団交担当者に対し電子メールを送信し、①大学教組が昼休み以外の時間帯での2時間程度の団交を希望したにもかかわらず、大学が昼休みの時間しか提案しないことは遺憾である、②22.2.19対大学教組回答書の内容についても、大学教組内部の納得を得ることができない、③今後の団交については、大学教組内で再度検討し、日程調整は改めて、相談する旨通知した。

これ以降、本件申立て（大阪府労委22年（不）第40号事件）までの間、大学教組は大学に対し、団交を申し入れておらず、両者間で団交は開催されていない。

5 本件申立て以降の団交等の状況

(1) 22年7月6日及び8日の本件申立て以降の組合らと大学との間の団交の開催等については、概略次の表に記載したような状況が見られる。

この表にみられるように、組合らと大学との間では、4回の団交が開催されている一方、団交申入れが行われながら、団交開催に至らなかつたケースもいくつか見られる。また、23年3月17日の初審命令交付以降に、団交の開催時間帯、開催場所等に関して、団交ルールの提案がなされ、協議が行われたが、合意は成立していない。

【団交の状況（概略）】

申入者・日付	団交開催日等	開始時間	終了時間	開催場所
22年11月22日 同24日 (箕面教組、大学教組)	22年12月 1日 (両教組の合同開催)	午後5時30分	午後6時53分	吹田地区
22年12月 7日 等 (箕面教組、大学教組)	22年12月24日 (両教組の合同開催)	午後6時00分	午後7時15分	吹田地区
22年12月 2日 (箕面教組)	22年12月27日	午後0時00分	午後1時10分	箕面地区
23年 1月26日 (大学教組)	未開催			
(23年3月17日 初審命令交付)				
23年 4月22日 (大学教組)	未開催			
23年 6月24日 (箕面教組)	23年 8月 2日	午後5時30分	午後6時55分	箕面地区
23年12月 2日 (箕面教組)	未開催			

【団交ルールの提案の状況（概略）】

提案日付	提案元	提案先	提案の名称
23年 7月13日	大学	大学教組 箕面教組	団体交渉のルール等について（メモ）
23年 8月 2日	大学	大学教組 箕面教組	団体交渉の試行ルールに関する協定（案）
23年 8月12日	大学教組	大学	団体交渉のルールに関する協定（案）

23年 8月24日	大学	大学教組 箕面教組	団体交渉のルールに関する 協定（案）
23年10月18日	大学教組	大学	団体交渉に関する労働協約 (案)

なお、上記の〔団交の状況（概略）〕にある22年12月1日の団交には、大学側出席者として12名が出席したが、うち9名が時間外手当の支給対象者であった。

また、組合らの団交申入れに対する大学の回答文書の発出者名は、大学教組に対するものは理事名であるが、箕面教組に対するものは部長名である。

(2) 上記(1)の4回の団交開催に至る経過は、次のとおりである。

ア 22年12月1日団交

22年11月22日に大学教組から、同月24日に箕面教組から、大学に対し、給与規程の改正案、特例職員採用試験、非常勤職員の雇止めの撤廃及び待遇改善について、両教組合同の団交開催が申し入れられた。

同月24日、大学は、組合らに対し、22年11月30日又は同年12月3日の午後0時から午後1時、吹田地区での団交開催を提案した。同年11月26日、大学教組は大学に対し、大学の提案では執行委員の出席の都合がつかないとして、22年11月30日前中又は同年12月1日午後5時以降での団交開催を提案し、箕面教組は同年11月30日の昼休みの方向で調整しているとの回答をして以降、大学と組合らとの間で調整が続けられ、同年11月29日には大学が組合らに対して、「以前から申し上げているとおり、昼休みでの開催が最も合理的であり、その趣旨を何度も申し上げてきた。ただ、給与規程の改正等を含め、交渉要求もあること、共同開催でありながら、組

合間の調整をしていただけない中でようやく判明した重複時間帯であることから、まずは交渉を開催することが先決である。このため、1月30日午前10時30分から午前11時30分を提案する。ただし、これまで説明してきたとおり、漫然と勤務時間内に団交を開催し、当該時間帯の給与を支払うことは、学内外への説明が不可能である。このため、団交出席者につき、当該団交時間帯についてノーワーク・ノーペイの原則を適用する（つまり、年次有給休暇等を取得しない限り、当該時間分の給与は支給しない）こととなる。」旨通知し、その後同日にまた、「給与規程の改正等に関する要求事項が含まれていること、今までになかった共同開催の要望を、今回出されていることから、何とか今週中に共同開催することが先決であろうと考えた。このため、22年12月1日午後5時30分から午後6時30分、吹田地区での開催を提案する。」旨通知するといった経過も経つつ、結局、22年12月1日午後5時30分から、吹田地区で、両教組合同の団交が開催された。

イ 22年12月24日団交

22年12月7日及び13日に、大学教組から大学に対し、同年12月1日の団交の継続交渉を求める、については、同月21日午前10時から又は24日午後3時からのいずれも2時間の団交開催を提案するとして、団交申入れが行われた。（箕面教組も、相前後して同様の団交申入れを行った。）

同月13日、大学は組合らに対し、22年12月22日午後0時から1時間程度、又は同月24日午前9時から1時間程度、吹田地区での団交開催を提案するとともに、「12月24日の場合は勤務時間内となるので、ノーワーク・ノーペイの原則により、（年次有給休暇等を取得しない限り、）当該時間分の給与は支給しない」旨通知した。

組合らは同年12月16日等に、「ノーワーク・ノーペイの原則を毎回条件としてつけてくることに強く抗議する」旨通知した。そして同年12月20日には、大学が「大学としては、団交は午後0時から午後1時までの開催を原則とすることに変更はないが、今回も前回と同様共同開催であること等を鑑みて、22年12月24日午後6時から1時間程度、吹田地区での開催を提案する。」旨通知するといった経過も経つつ、結局、22年12月24日午後6時から、吹田地区で、両教組合同の団交が開催された。

ウ 22年12月27日団交

22年12月2日に、箕面教組は大学に対し、旧外大教員に保障された65歳定年時の退職金の満額支払い、外国人特任教員の帰国情費の支払い、事務補佐員の交通費の賃金とは別途による支払い等について、団交を申し入れた。

同年12月8日、大学は、箕面教組に対し、会計検査による会場確保の困難等の理由から、今回は、22年12月14日午後0時から午後1時、箕面地区での団交開催を提案した。その後大学が、箕面教組とのやり取りの中で、開催時間について、同年12月10日に「22年12月16日午後2時から午後3時又は同月17日午後0時から午後1時を提案する。なお、12月16日の場合は勤務時間内となるので、ノーワーク・ノーペイの原則により、(年次有給休暇等を取得しない限り、)当該時間分の給与は支給しないことになる。」、同年12月13日に「22年12月22日午後0時から1時間程度又は同月24日前9時から1時間程度を提案する。なお、12月24日の場合は勤務時間内となるので、ノーワーク・ノーペイの原則により、(年次有給休暇等を取得しない限り、)当該時間分の給与は支給しないことになる。」、「先ほどの提案では組合が都合が悪いということなので、

改めて、22年12月17日又は同月27日の午後0時から午後1時、箕面地区での開催を提案する。」旨通知するといった経過も経つつ、結局、22年12月27日午後0時から、箕面地区で、箕面教組と大学の間で団交が開催された。

エ 23年8月2日団交

23年6月24日に、箕面教組は大学に対し、旧外大教員に保障された65歳定年時の退職金の満額支払い、外国人特任教員の帰国情費の支払い、事務補佐員の雇止めの即刻停止・交通費の賃金とは別途による支払い、64歳・65歳時の賃金を第2期中期計画後も引き下げないこと、東日本大震災及び福島第一原発事故を理由に教員の賃金を下げないこと、箕面地区においても豊中地区及び吹田地区と同様に放射線量の測定をすること、外国人教員とその家族が安心し、勤務継続できるサポート体制の整備等について、23年6月27日午前9時から午前11時又は6月30日午前10時から午後0時、いずれも箕面地区での団交開催を申し入れた。

同年6月24日、大学は箕面教組に対し、「組合提案の日時には以前から決まっていた会議日程と重なっている等の理由から、23年7月6日午後0時から午後1時、同日午後5時30分から午後6時30分、同月8日午後0時から午後1時又は同日午後5時30分から午後6時30分、いずれも開催場所は箕面地区とすることに異存はない。」旨を通知した。そして、これに対する箕面教組からの回答等を受けて、同年6月29日に、大学は箕面教組に対し、「23年7月14日午前9時から午前10時、同日午後0時から午後1時、同日午後5時30分から午後6時30分、同年7月21日午前9時から午前10時、同日午後0時から午後1時、同日午後5時30分から午後6時30分、開催場所は23年7月14日午後0時から午後1時については午後か

ら予定されている他用務との関係で吹田地区とするが、これ以外はいざれも箕面地区とすることに異存はない。なお、貴組合は勤務時間中における団交をあくまで要求されているようであるが、勤務時間中に団交を行う場合は、事前に給与支払いの有無等について労使間で合意に達する必要があると大学では考えている。」旨を通知した。

同年7月1日、箕面教組は大学に対し、「日程案をありがとう、では同年7月14日前9時からどうか。」旨通知した。

同月4日、大学は箕面教組に対し、「すでに伝えているとおり、勤務時間内に団交を実施する場合は、事前に給与支払いの有無等について労使間で合意に達する必要があると、大学としては考えている。このことから、7月14日前9時から団交を実施する場合には少なくとも交渉前日までに、この点についての話し合いの機会を持つ必要があるのではないか。については、交渉ルールについて話し合うため、7月11日午後5時30分から午後6時30分、同月12日午後5時30分から午後6時30分で話し合いの場を設けることを提案する、開催場所は箕面地区とすることに異存はない。なお、大学教組とは、7月13日の昼休みに吹田地区で、交渉ルールについて予備交渉を行う予定である。」旨通知した。同月8日、箕面教組は大学に対し、「そもそも、箕面教組としては、双方の日程調整の結果、7月14日前9時からの団交実施がようやく決まったものと認識している。その上で、事前に給与支払いの有無等について合意に達しない限り、大学は団交を実施できないという通告を受け取ったが、この点の確認を求める。」旨通知し、さらに同月12日には大学に対し、「新たな不当労働行為に抗議する」と題した文書を送付し、「事前に給与支払いの有無等について労使間で合意に達することを交渉の条件とすること自体に根拠はなく、これは

新たな不当労働行為である。」旨抗議した。その後、大学が団交ルールについて、下記(4)のとおり、23年7月13日に、同日付け「団体交渉のルール等について（メモ）」を送付したり、箕面教組の上記抗議に対する釈明を行ったりしたが、箕面教組は、さらに同月20日に大学に対し、「団体交渉が実現しない根本原因について」と題した文書を送付して、「6月24日に申し入れた団交が実現しない根本原因是、大学が初審命令を未だ履行せず、決して認めようとしないことがある。双方が一致した7月14日午前9時からの団交を大学が拒否したことは、初審命令を認めないことから導き出される必然の結果である。箕面教組は、あくまでも、まず、従前から行われてきた形での団交を速やかに開催すること、即ち初審命令の速やかな履行を求める。」旨通知した。

その後さらに箕面教組と大学の間で数次のやり取りが行われ、同年7月25日に大学が、「23年8月2日又は5日のいずれも午後5時30分から午後6時30分を提案する、いずれも箕面地区での開催に異存はない。」旨通知する等の経過を経て、結局、23年8月2日午後5時30分から、箕面地区で、箕面教組と大学の間で団交が開催された。

- (3) 本件申立て以降において、上記(1)のとおり、4回の団交が開催されている一方で、大学教組による23年1月26日付け、同年4月22日付け団交申入れ、箕面教組による同年12月2日付け団交申入れについては、団交が開催されるに至らなかった。

これら3つの団交申入れ後の経過は、次のとおりである。

ア 大学教組による23年1月26日付け団交申入れ

23年1月26日、大学教組は大学に対し、22年11月22日付け団交申入れの交渉事項の継続交渉として、23年2月8日又は同月

10日の午前10時から2時間程度での団交開催を求めるとして、団交を申し入れた。

23年1月31日、大学は大学教組に対し、大学としては原則として昼休みでの開催が最も合理的であると考えているとして、同年2月8日午後0時から1時間程度の団交開催を提案した。

23年2月1日、大学は大学教組に対し、同年1月26日付け団交申入れに対して回答文書を送付して、回答した。

23年2月2日、大学教組は大学に対し、「同教組の提案日時が不可である理由が十分説明されていない、我々は昼休みに団交を行うことが最も合理的であるとは考えていない、要求書を大学事務機構の建物外で受け取ることは誠意ある態度とは思えない、交渉会場の設定についても1時間程度で強制的に終了しなくてはならないような会場確保の仕方は不適切である、十分な議論の時間を確保するためには2時間程度の交渉時間が必要である。」旨通知して、2月8日までに23年1月26日付け要求について回答を求めた。

同2月2日、大学は大学教組に対し、「不可の理由が説明されていないとのことであるが、大学としては原則として昼休みでの団交開催が最も合理的であると考え、提案しているものである、これについては、今回に限り、特に考えを変えるものではない、また、貴組合から提案のあった時間帯（勤務時間内）については、やむを得ない場合に限り、本務への影響等を勘案した上で、ノーワーク・ノーペイの原則に則り団交を開催することもやぶさかではない、このような考えに基づき、2月8日午後0時から午後1時の時間帯を示したものである、改めて2月8日午後0時から1時間程度を提案する。」旨通知した。

23年2月3日、大学は大学教組に対し、同教組から返答がないとして、改めて23年2月10日午後0時から午後1時の団交開催を提

案した。

同月4日、大学は大学教組に対し、同教組から返答がないとして、
23年2月10日午後0時から午後1時の団交開催はしないこととする
と通知した。

この間、大学教組が大学に対し返答しなかったのは、大学が昼休み
の時間帯に固執し、一方的な提案をしていると判断したためであった。

23年2月22日、大学教組は大学に対し、同年2月1日付け大学
の回答に対し、回答の形をとりつつ真摯な回答を回避するものである、
再要求するとして、再要求書を提出した。

23年3月1日、大学は大学教組に対し、同年2月22日付け再要
求に対し、回答文書を送付して回答した。

以上のような経過があり、その後の同年3月17日の初審命令の交
付を挟み、結局、23年1月26日付け団交申入れについての団交は
開催されていない。

イ 大学教組による23年4月22日付け団交申入れ

23年3月17日に本件初審命令が交付されたことを受けて、大学
教組は同年4月22日、大学に対し、初審命令の即時履行と給与改正
案に係るモデルケースにつき団交を申し入れ、同年4月26日午前1
0時から2時間程度での団交開催を提案した。

23年4月25日、大学は大学教組に対し、以前から決まっていた
会議日程と重なるため、同教組の提案日時での団交は開催できない、
改めて大学から開催日時を提案すると通知した。そして、大学は同年
4月26日に、同月22日付け団交申入れに対して回答文書を送付し
て、回答するとともに、同年5月11日午後0時から午後1時又は5
月6日午後5時30分から午後6時30分での団交開催を提案した。

同年4月28日、大学教組は大学に対し、同年4月26日付け大学

提案日時については、執行委員の都合がつかないとして、おって同教組から再提案すると通知した。

その後大学教組からの提案を受けて、大学は同年5月6日、同教組に対し、5月10日午後0時から午後1時、同日午後5時30分から午後6時30分、5月13日午後0時から午後1時又は同日午後5時30分から午後6時30分での団交開催を提案した。

同年5月9日、大学教組は大学に対し、同年5月6日付け大学提案の日時では委員長等の都合がつかないとして、おって同教組から再提案すると通知した。

大学は、その後大学教組から団交日時の提案がないことを受けて、同年6月13日、文書を送付して、「大学教組から団交日時を提案するとされながら、その後提案がないまま現在に至っている。23年1月26日付け団交申入れの団交日程についても同様の経過を辿り、結果的に団交申入れが取り下げられたもので、大学としても対応に苦慮している。繰り返しになるが、大学としては、昼休み時間帯での団交開催を原則としつつも、これに固執するものではなく、終業時間後の時間帯等での団交開催を含め、貴組合との調整のなかで柔軟に対応させてもらう考えである。については、23年4月22日付け団交申入れにある交渉要求事項について、再度、貴組合としての団交開催の意思を確認したく、ここに照会する。現在においても、団交開催の意思がある場合は、貴組合から日程を提案していただくか、大学からの日程提案を希望する場合はその旨回答くださるようお願いする。」旨通知した。

この大学通知に対して、大学教組は、下記(4)アのとおり、23年6月16日、「交渉日程が決まらないのは組合側からの提案に対して大学側が頑なに拒否し、柔軟に対応するといいながら、昼休み及びタ

方の時間帯のみを大学側が逆提案してくることにある、交渉項目も増えてくるので、団交を有意義なものとするため、交渉日程も含めて予備交渉の実施について、検討を願う。」旨通知し、これ以降は、下記(4)のとおり、団交ルールについてのやり取りに移っていき、結局、23年4月22日付け団交申入れについての団交は開催されていない。

ウ 箕面教組による23年12月2日付け団交申入れ

23年12月2日、箕面教組は大学に対し、同年12月期の賞与の支給を一方的に引き下げたとして、同賞与の減額理由の説明等について団交を申し入れた。

同月7日、大学は箕面教組に対し、文書で回答を行うとともに、電子メールで箕面教組が希望する団交日時等について連絡してもらうよう依頼した。その後、箕面教組から大学に対し接触のないまま時間が過ぎ、大学は同年12月22日に改めて、箕面教組に対し、団交を要求するのであればその候補日時等を提示してもらうよう依頼した。しかし、箕面教組から具体的な接触はなく、団交は開催されないままに終わった。

- (4) 23年3月17日の初審命令交付後、上記(1)にも示したとおり、同年6月16日の大学教組による交渉日程等に関する予備交渉の申入れをきっかけに、同年7月13日の大学による団交ルールの具体的な提案以後、大学と組合らの間で、団交の開催時間帯、開催場所等に関して団交ルールの協議が行われたが、24年3月5日の再審査結審時に至るまでにおいて、団交ルールにつき合意は成立していない。

その経過は、概要次のとおりである。

ア 23年6月16日、大学教組は大学に対し、「交渉日程が決まらないのは組合側からの提案に対して大学側が頑なに拒否し、柔軟に対応

するといいながら、昼休み及び夕方の時間帯のみを大学側が逆提案してくることがある、交渉項目も増えてくるので、団体交渉を有意義なものとするため、交渉日程も含めて予備交渉の実施について、検討願う。」旨通知した。

これに対し、同年6月20日、大学は大学教組に対し、「団交のルール化を予備交渉で図りたいというのであれば、大学にもその用意はある。」旨通知し、これ以降数次にわたる両者間のやり取りを経て、同年7月13日、大学教組と大学の間で予備交渉が行われた。同交渉において、大学は、23年7月13日付け「団体交渉のルール等について（メモ）」と題した団交のルールについて大学の考え方を示した。同メモの要旨は次のとおりである。

大学の23年7月13日付け団体交渉のルール等
について（メモ）

「1 大学からみた団体交渉に関する従前の経緯

（略）

2 大学の考える今後の交渉ルール

大学としては、団体交渉は勤務時間外に行うことを原則としたい。

ただし、社会的にみて、以下の範囲内であれば、勤務時間内に給与の減額措置を講じないまま交渉を行っても、許容範囲に含まれる（主として運営費交付金＝税金で運営されている法人として、納税者の批判に耐え得る）ものと考える。

- ① 年に1回程度（2回が上限）。1回の交渉時間は原則1時間（多少の延長は、これまでと同様、常識の範囲内で認める）。
- ② 勤務を要しない時間として措置する者は、原則として組合三役に限る。

(以下 略) 」

大学は、大学教組と同じく 23 年 7 月 13 日、箕面教組に対し、23 年 7 月 13 日付け「団体交渉のルール等について（メモ）」を送付して、これをもとに、今後貴組合と話合いができるべきだと考えていると通知した。同メモの内容は、団交の時間帯についての考え方については大学教組に対するものと同じであるが、これに加えて、開催場所について、「団体交渉は、箕面キャンパスと吹田キャンパスで交互に行うことを原則とし、2 回に 1 回程度は箕面キャンパス（それ以外は吹田キャンパス）で団交が実施できるよう、配慮したい。」と記されていた。

イ 23 年 8 月 2 日、大学は大学教組に対し、同年 7 月 13 日の予備交渉で示された大学教組の意見等を参考に、大学として団交ルールに関する協定案を考えてみたとして、23 年 8 月 2 日付け「団体交渉の試行ルールに関する協定（案）」を送付して、大学教組としての検討を依頼した。同協定案の要旨は次のとおりである。

大学の 23 年 8 月 2 日付け団体交渉の試行ルール
に関する協定（案）

「 当分の間、国立大学法人大阪大学（以下、甲という）と大阪大学教職員組合（以下、乙という）との団体交渉は、以下の試行ルールに基づいて行う。

- 1 団体交渉の場所は、特段の支障がない限り、原則として甲の本部事務機構が所在する吹田地区とする。
- 2 団体交渉は、以下の時間帯に、イ、ロ、ハの順で順次これを開催するものとする。

- イ 正午から午後 1 時まで
ロ 午後 5 時半から午後 6 時半まで

ハ 勤務時間内の1時間

ただし、団体交渉の実施に必要な場合には、国立大学法人が運営費交付金=税金で運営されているという事情を勘案しつつ、納税者の批判に耐え得る範囲で、交渉時間を延長することがある。

(以下 略)

」

23年8月2日、上記(2)エのとおり、箕面教組と大学との間で団交が行われ、同団交において、大学は箕面教組に対し、同教組から23年7月13日付け「団体交渉のルール等について（メモ）」について一切言及がないため、さらに同教組として検討してもらうべく、同メモをより具体化した協定案を作成したとして、23年8月2日付け「団体交渉の試行ルールに関する協定（案）」を提示した。同協定案の内容は、団交の時間帯についての案は大学教組に対するものと同じであるが、これに加えて、開催場所について、「吹田地区と箕面地区で交互に行うものとする。」旨記されていた。

ウ 23年8月12日、大学教組は大学に対し、同年8月2日付け「団体交渉の試行ルールに関する協定（案）」については、同教組として受け入れられない内容がいくつも含まれているとして、23年8月12日付け「団体交渉のルールに関する協定（案）」を送付して、同教組として協定案を提示した。

同協定案の要旨は次のとおりである。

大学教組の23年8月12日付け団体交渉のルール に関する協定（案）

「 国立大学法人大阪大学（以下「大学」）と大阪大学教職員組合（以下「組合」）は、団体交渉のルールについて、次の協定を締結する。

1 団体交渉の開催日時および場所に関しては、事前に協議を行つ

て決定する。

- 2 勤務時間内に団体交渉を行う場合は、お互いの立場を尊重する。
- 3 この協約にそって2年間試行し、問題が生じた場合には2年後再度協議する。

(以下 略)

」

エ 23年8月24日、大学は大学教組に対し、同教組が提示した23年8月12日付け「団体交渉のルールに関する協定（案）」を十分尊重した上で、大学としての再検討案を作成したとして、同年8月24日付け「団体交渉のルールに関する協定（案）」を送付して、大学として協定案を提示した。

同協定案の要旨は次のとおりである。

大学の23年8月24日付け団体交渉のルール

に関する協定（案）

「国立大学法人大阪大学（以下「大学」）と大阪大学教職員組合（以下「組合」）は、団体交渉のルールについて、次の協定を締結する。

- 1 団体交渉の開催日時および場所に関しては、大学と組合の双方が互いに相手方の立場を尊重し、双方合意の上決定する。
- 2 当分の間、大学と組合との団体交渉は、以下の覚書に沿って試行し、不都合が生じた場合は、その都度、大学と組合との間で協議するものとする。

《覚書》

- 1 団体交渉の場所は、特段の支障がない限り、大学の本部事務機構が所在する吹田地区とする。
- 2 団体交渉は、以下の時間帯に順次開催する。ただし、交渉の時間帯については、この順序にとらわれることなく、大学と組合との間で弾力的に決定するものとする。

- イ 正午から午後 1 時まで
- ロ 勤務時間外の夕方 1 時間
- ハ 勤務時間内の 1 時間

ただし、交渉時間は、大学と組合の合意により延長することもある。この場合、延長時間は 1 時間を上限とする。

(覚書第 3 項 略)

」

23 年 8 月 24 日、大学は箕面教組に対し、同教組から同年 8 月 2 日付け「団体交渉の試行ルールに関する協定（案）」について返答がない等のため、大学教組と同様の内容であるが、協定案を提示するとして、23 年 8 月 24 日付け「団体交渉のルールに関する協定（案）」を提示した。同協定案の内容は、「覚書第 1 項の開催場所について、「団体交渉の場所は、原則として、本学本部事務機構が所在する吹田地区と組合事務室が所在する箕面地区で交互に行うものとする。」とされている以外は、大学教組に対するものと同じである。

オ 大学教組は、23 年 8 月 12 日付け「団体交渉の試行ルールに関する協定（案）」を提示して以降、団交ルールに関し中央執行委員会で議論を重ねたところ、団交ルールについての議論が大学が提案した案を前提として議論が進められており、同教組が能動的・主体的に対応できていないことや、大学が同教組の同年 8 月 12 日付け協定案の提案を曲解して同月 24 日付けの協定案を作成し、それを団交ルールの議論の前提とすることに固執していることを踏まえ、23 年 10 月 18 日、同日付け「団体交渉に関する労働協約（案）」を送付して、同教組としての協約案を提示した。

同協約案の要旨は次のとおりである。

大学教組の 23 年 10 月 18 日付け団体交渉
に関する労働協約（案）

「国立大学法人大阪大学（以下「大学」）と大阪大学教職員組合（以下「組合」）は、団体交渉について次のとおり協約を締結する。

（団体交渉の時間）

第4条 団体交渉は、勤務時間内に行うものとする。ただし、大学と組合の双方に特別な事情がある場合には、勤務時間外に行うこともある。

（団体交渉の場所）

第5条 団体交渉の場所は、特段の支障がない限り、原則として大学の本部事務機構が所在する吹田地区とする。

（第1条から第3条、第6条から第7条 略）

」

カ 大学教組と大学は、23年10月18日の同教組による団交に関する協約案の提示以降も、団交の開催時間や開催場所に係る事項も含めてお互いの協定案について、文書や折衝を通じてやり取り、協議を継続したが、同教組は大学が初審命令を受け入れるのであれば具体的な協議に入ることができるとする一方、大学は初審命令を受け入れることはできないとするなど、お互いの考え方の溝は埋まらないまま推移した。一方箕面教組については、23年8月2日の大学との団交において、同日付けの大学の協定案に対し、初審命令に従わない前提での従前の考えと変わりがないものであり、同教組としては受け入れがたいとの意思を表明して以降、その後も同様の立場に終始し、団交ルールについては大学との実質的なやり取り、協議は行われないまま推移した。

このように、大学と組合らとの間においては、24年3月5日の再審査結審時に至るまでにおいて、団交の開催時間帯、開催場所等に関する団交ルールにつき合意は成立していない。

第5 当委員会の判断

大学は、21年7月以降の団交申入れに対する大学の対応は、時間帯については午後0時から午後1時までの昼休み時間、場所については吹田地区を原則とするという方針を示したものであって、それに限定しているものではない、また、大学の団交開催に関するこの方針は特段不合理なものではなく、同対応は労組法第7条第2号の不当労働行為に当たらないと主張するので、以下検討する。

1 団交の開催時間について

- (1) まず、組合らと大学との団交の開催状況の推移についてみると、本件大学統合前においては、箕面教組と外大との間の団交は、勤務時間中や午後5時頃から行われることがあり、また、大学教組と大学との間の団交は、基本的に勤務時間中に行われていたこと（第4の3(1)、4(1)）、大学統合後においても、箕面教組と大学との間では、20年1月24日と同年2月29日の2回については、午後6時30分頃から団交が行われ、大学教組と大学との間では、同年5月22日に午後0時から午後1時45分まで団交が行われたこと（第4の3(2)、4(2)）、しかし、それ以降、本件申立てに至るまで、組合らと大学の団交は、全て午後0時頃から午後1時ないし1時15分頃までの間でしか行われなかつたこと（第4の3(2)、4(2)）が認められる。
- (2) 次に、21年7月以降における団交の開催時間に関する労使間のやり取りをみると、まず、箕面教組については、前記第4の3(4)アからオ、ク、コからソ、ニ認定のとおり、箕面教組は、箕面教組 21.10.26 団交申入れにより、教員の定年年齢の引上げに関連して外大からの承継教員に労働条件の不利益変更が生じる等としてこれにつき団交を申し入れたところ、大学は、同年10月29日、同年11月9日午後0時からの団交開催を提案したこと、これに対し、同教組が、同日の3限目に授業があ

るとして、同月 13 日午後 2 時以降での日程調整を求めたところ、大学は、同日の午後 0 時からの団交開催を提案したこと、これに対し、同教組が、同日の 2 限目に授業があるからとして、再度、同日の午後 2 時以降での時間設定の検討を求めたところ、大学は、昼休みの時間帯で団交が可能な日程を連絡するよう求めたことが認められる。さらに、同年 1 月 5 日の同教組の大学担当者あての電子メールには、我々は日程調整を行っており、勤務時間中になることも、勤務時間外になることもあると理解しているとの記載があり、また、同月 6 日以降、同教組が申入れの内容が緊急であるとして、同月 13 日午後 5 時 30 分からの団交開催を繰り返し求めたにもかかわらず、大学は午後 0 時からの開催を提案し続けたこと、このようなやりとりを経て結局、同月 26 日の午後 0 時から団交が行われたことが認められる。

大学教組についても、前記第 4 の 4 (3) オ、(4) アからエ、カからク、コ、サからタ認定のとおり、大学教組は、大学教組 21.10.19 等団交申入れにより、21 年度 12 月期の期末手当等につき団交を申し入れたこと、そして同日以降、21 年 10 月 30 日から同年 12 月 22 日までの間に計 6 回の団交が行われたが、それはいずれも、午後 0 時から午後 1 時ないし 1 時 15 分頃までの時間帯であったこと、大学教組の大学あて 20 年 11 月 27 日付け文書の記載等からすると、大学教組としては、昼休みの時間帯での設定は承知できないものの、交渉の実施を優先してやむを得ず昼休みの時間帯の団交開催に応じたものであったことが認められる。さらにその後、大学教組が、大学教組 21.12.24 団交申入れにおいて、大学が交渉時間を昼休みの時間帯に限定していることが、組合側のスケジュールの調整を困難にし、十分に議論を尽くす上で障害になっているとして抗議するとともに、勤務時間中か、夕方の交渉の可能性を真剣に検討することを求めた上で団交を申し入れたところ、大学は、よほどの

合理的な理由がない限り、勤務時間中の団交は行わないし、勤務時間終了後の団交にも基本的に応じるつもりはない旨返答し、結局、その後行われた22年1月13日の団交も午後0時から行われたものであることが認められる。さらに、大学教組は、大学教組22.2.4団交申入れにより非常勤職員の雇止めについて団交を申し入れ、大学に対し、従前は勤務時間中に団交を行っていたにもかかわらず昼休みの1時間に交渉時間帯を限定するという大学の態度が大きな支障になっているとして、勤務時間中もしくは勤務時間終了後の時間帯での団交を繰り返し求めたが、大学は応じなかつたことが認められる。

- (3) このように、21年7月以降、組合らは、大学に対し、教員の定年年齢に関連しての労働条件の不利益変更や期末手当、非常勤職員の雇止めといった重要な労働条件に関わる事柄につき団交を申し入れ、その際、申入れの内容が緊急であるなどとして、昼休みの時間帯以外の団交を検討するよう繰り返し求めてきたのであるが、これに対し、大学は、昼休みの時間帯の団交開催のみを提案し続けた。

大学は、前記第4の3(4)キ認定のとおり、21年11月4日に箕面教組に対し、全ての日に午後0時から午後1時の間に授業があるのであれば、夕方の勤務時間終了後に日程調整をすることはやぶさかではないと提案しているが、全ての日に午後0時から午後1時の間に授業が設定され又は食い込んだりするということは現実には想定され得ないのであって、大学のこの言辞をもって、昼休み時間帯以外で団交の開催日時の設定をするという姿勢を示したものとはみることはできない。

そしてこのようにして、大学が、昼休みの時間帯の団交開催のみを提案し続けた結果として、同年7月から本件申立てまでの間、限られた昼休みの時間帯でしか団交が行われないという事態に至ったのであるから、大学は、団交の開催時間につき、昼休みの時間帯での団交開催に限

定した対応をとっていたというべきであって、大学の対応は昼休みの時間帯を原則とするというに過ぎずこれに限定しているものではなかったとする大学の主張は、採用できない。

なお、大学は、本件申立て後には、勤務時間終了後に団交が開催されていることを指摘して、これは、労使間で団交日程の調整が機能した結果であるとし、この事実も、本件21年7月以降本件申立てまでの間の団交申入れについて大学が団交の開催時間につき調整を誠実に行っていいたのであり、限定していたものではなかったことを裏付けている旨主張する。確かに、前記第4の5(1)認定のとおり、本件申立てがあった22年7月の後、同年12月1日以降に行われた3回の団交は、午後5時30分開始など昼休みの時間帯以外の時間帯で行われており、大学側の態度に変化があり、その前の時期に比べると柔軟に団交に応じる姿勢が認められるのであるが、このことは、下記4(2)のとおり、本件申立て後の団交の開催時間帯に関する大学の態度の変化としてみるべきものであり、21年7月以降本件申立てまでの間の団交申入れに対する大学の対応についての上記判断を覆すものではない。

- (4) 大学は、勤務時間終了後の団交、勤務時間中の団交はいずれも問題があるので、団交の開催時間を昼休みとすることには合理性があり、21年7月以降の団交申入れに対する大学の対応は特段不合理なものではないとも主張するので、以下この点につき検討する。

ア 勤務時間終了後の団交は問題があるとする点について

大学は、勤務時間内のみならず勤務時間終了後の団交開催をも困難であるとし、昼休みの時間帯のみを提案し続けた理由としてノーワーク・ノーペイの原則に言及しているが、ノーワーク・ノーペイの原則は、勤務時間終了後の団交に応じられない理由にはならず、組合らが夕方の時間帯も含めての日程調整を求めた際にも、繰り返し昼休みの

時間帯のみを提案し続けたことに合理的理由は見い出し難い。

また、大学は勤務時間終了後の団交について、業務への支障や学生サービスの低下をも問題点として挙げるが、業務及び学生サービスに甚だしい悪影響を及ぼすと認めるに足る証拠はない。

さらに大学は、勤務時間終了後の団交について、会場の確保が困難であることや大学側出席者の超過勤務によりコストが過度に増加することを挙げるが、それらを裏付ける具体的な疎明はない。また、勤務時間終了後の団交に何らかのコストが伴うとしても、大学としては、それが過度のコスト増加にならないように、出席者の数を調整するなどして工夫する余地もあることにも鑑みれば、これら大学が挙げる事情は、勤務時間終了後の団交開催を原則として拒否するに足る理由と解することはできない。

大学は、大学には多数の労働組合が存在しており、全ての労働組合に対し、同一の対応を行わなければならぬことからすると、勤務時間終了後の団交は、団交の交渉担当者の負担が極めて大きくなる旨主張する。しかしながら、使用者は併存する各組合との交渉時間帯を完全に統一しなければならないものではなく、合理的範囲内の個別的取扱いをすることなどは許容されると解される。したがって、この点についての大学の主張も採用できない。

以上のとおり、勤務時間終了後の団交について、大学がそれを排斥することを正当化し得るほどの過度の問題があるとは認められず、この点についての大学の主張は理由がない。

イ 勤務時間中の団交は問題があるとする点について

また勤務時間中の団交については、大学は、国立大学法人の人事費の多くが税金によりまかなわれるから勤務時間中の団交出席に賃金を保障することは望ましくないところ、組合らはノーワーク・ノーペイ

の原則に拒否反応を示しているから、勤務時間中の団交はすべきでないとする。

しかしながら、①労組法第7条第3号の但書の規定が勤務時間中に賃金カットなしに団交を行うことを禁止していないことからも明らかのように、賃金を保障しつつ勤務時間中の団交を許容するという賃金の取扱いは現実的にあり得ること、②本件組合らのように当該使用者の従業員を主体として構成する労働組合との間にあっては、労使交渉は、従業員との意思疎通の促進、労使関係の円滑化に資するという利点を持ち得るのであって、労使交渉を勤務時間中に行なうことは事業経営上も必ずしも不合理とは言えないこと、③勤務時間中の交渉は、大学側の団交出席者について生じる超過勤務によるコストの増加を避けることができること、④組合らの組合員のうち相当程度の者に専門業務型裁量労働制が適用されており、それらの者については勤務時間中の団交はコストの増加を生じるものではないことを指摘できる。これらに照らせば、勤務時間中に団交を行うことは必ずしも不合理とはいえない。

以上のとおり、勤務時間中の団交について、大学がそれを排斥することを正当化し得るほどの過度の問題があるとは認められず、この点についての大学の主張は理由がない。

ウ 昼休みの時間帯での団交の設定について

大学にあっては、昼休みは午後0時から午後1時の1時間であるが、一般に要求に対する回答説明だけでも相当の時間が必要であることを考えると、1時間では、その後の協議のための時間が十分取れず、実質的な交渉の確保には不十分であることが少なくない。

そして交渉は、1回の交渉機会の中での連続したやり取りのなかで進展するのであり、例えば、1時間の交渉を日を変えて2度繰り返す

ことと、1回2時間の交渉とを同列に考えることはできない。

本件にあっては、上記(3)のとおり、教員の定年年齢に関連しての労働条件の不利益変更や期末手当、非常勤職員の雇止めといった重要な労働条件に関わる事柄について団交が申し入れられており、組合らは、2時間から3時間程度の団交を要求し(第4の3(4)ヌ、4(4)サ)、議論を尽くすためには、少なくとも1回2時間程度は必要であると訴えていたこと(第4の4(4)サ)からすると、昼休みの時間帯に限定した団交の設定は、時間の長さにおいて問題を孕んでいたものといえる。さらに、労働時間の途中における45分又は1時間の休憩時間の付与を義務づける労働基準法(第34条)の趣旨及び昼食時間の確保の必要性を考え合わせると、労働組合の側が積極的に容認していたというのであれば格別、本件のように組合らがそれに異を唱えていたのを押し切って団交の時間帯を昼休みにこだわり続けることに合理性があったとは言えない。

(5) 大学は、団交開催の時間帯について調整が紛糾していたのは3か月前後に過ぎず、そのような期間は通常の意見調整期間とみるべきであると主張するが、本件で問題となる団交申入れは、上記(3)にみたとおり重要な労働条件に関わるもので、緊急の内容であるなどとして申し入れられたものであることからして、上記(2)にみた開催時間に関する組合らと大学との間のやり取りの経過を通常の意見調整期間であるということはできない。

また大学は、昼休みの時間帯に団交を開催すべき理由を誠実に説明しているから限定していたとはいえないと主張するが、上記(4)でみたとおり、本件では、大学が、昼休みの時間帯に限定してそれのみを提案し続けたものと認められ、大学が説明した理由はそのような態度を正当化するに十分な理由とは認められないであって、この点での大学の主張

は採用できない。

- (6) 以上のとおりであるから、大学は組合らに対し、21年10月以降において、団交の開催時間につき、昼休みの時間帯以外では団交を開催しないとの限定を正当な理由なく行ったとみるのが相当である。

2 団交の開催場所

- (1) 箕面教組との団交の開催場所については、前記第4の3(3)イからケ、(4)イ、タ、チ、ト、ナ、ニ認定によれば、①本件大学統合以降本件申立てまでの間、22年2月12日の団交以外、吹田地区で行われていること、②大学は箕面教組に対し、19年12月28日及び20年1月24日に、団交は他の労働組合と同様、吹田地区で実施することにする旨通知し、21年5月下旬頃に、吹田地区で団交を行うことを提案しており、21年7月以降においても、教員の定年年齢の引上げに関連して外大からの承継教員の労働条件の不利益変更が生じる等としてなされた箕面教組 21.10.26 団交申入れに基づく団交について、同年11月17日に箕面教組が箕面地区での団交を求めた際も、大学は、従前から伝えていおり他の労働組合と同様、吹田地区で実施することとしているとして、吹田地区での開催を提案し、その後同月18日に箕面教組が交渉場所は吹田地区という条件でしか設定できないというのは大学としての方針であるか否かにつき回答を求めたのに対して、大学は同月25日に、交渉場所については、他の労働組合と同様、吹田地区で実施することを原則としていると回答し、結局、同月26日に吹田地区で団交が行われていることが認められる。

このように、大学は、団交の場所は吹田地区とするとの姿勢を19年12月以降一貫してとり続け、実際にも、本件大学統合以降本件申立てまでの間の6回の団交中5回の団交は吹田地区で行われている。そして、21年7月以降においても、同年6月5日の吹田地区での団交後の箕面

教組 21.10.26 団交申入れに対し、大学は、吹田地区での団交を提案し、箕面教組が箕面地区での開催を求めたにもかかわらず、団交の場所は原則として吹田地区で実施する方針であるとして、実際にも吹田地区で実施している。以上の事実に鑑みれば、21年7月以降の団交の場所に係る大学の態度は、団交の開催時間についてほど自らの方針を繰り返し貫徹したとまではいえないが、団交の場所について大学が「原則」とする吹田地区開催以外の選択を箕面教組には許容しない方針をとったものといえるのであり、大学が箕面教組に対し、団交の開催場所につき限定を付していたとみざるを得ない。

そして前記第4の3(2)、(4)へ認定のとおり、箕面教組 22.2.5 団交申入れについては、22年2月12日に団交が箕面地区で開催されているが、その開催に際しても、大学は箕面教組に対し、場所についての大学の方針には変わりがないが、吹田地区で会場が確保できなかつたため箕面地区で開催する旨返答しており（第4の3(4)ヒ）、同開催の事実をもっても、大学が団交は吹田地区で行うとの限定をしないとの姿勢を示したものとみることはできない。

- (2) 箕面教組については、前記第4の1(2)、2(2)ア、(3)ウ認定のとおり、①本件大学統合前には、箕面市にある外大に勤務する教職員を組織していたこと、②本件大学統合により、外大に雇用されていた者は、原則として、大学に雇用され、外大が設置されていた場所は、大学の箕面キャンパスとされ、外国語学部等が置かれることになったこと、③箕面教組の所在地は箕面市にあること、④箕面教組に加入している職員のほとんどは、箕面地区で勤務していること、⑤箕面教組の役員であった教員4名は、役員であった年度において、箕面地区及び豊中地区での授業を担当していたが、吹田地区での授業を担当していたのは1名であって週1回1コマであったことが認められ、箕面教組の活動の中心が箕面地

区であることは明らかである。また、前記第4の2(5)認定のとおり、吹田地区と箕面地区を自動車や公共交通機関を利用して移動すると所要時間は通常、移動に係る準備時間を含めると20分から30分程度であることが認められる。

そうすると、箕面教組に対し、団交の開催場所を吹田地区に限定することは、団交開催場所への移動の負担を一方的に労働組合側に負わせるものである。しかも、大学は、併せて、団交の開催時間を昼休みの時間帯に限定していたのであるから、かかる団交場所の限定により、一層、実質的な交渉を妨げることになるのは明らかである。大学は、交渉に必要な場合、昼休みの1時間を過ぎても対応しており交渉に支障がないと主張するが、延長した場合であっても数分から十数分程度であって（第4の3(2)、4(2)）、これらにより実質的な交渉時間が十分確保されていたことを認めるに足りる証拠はない。

(3) 大学は、箕面教組との間では、当初「場所」はほとんど問題になっておらず、例えば箕面教組の21年10月26日付けの団交申入れ（「箕面教組21.10.26団交申入れ」）においても場所には触れられていなかつたこと、同教組が初めて「箕面地区」開催を文書で明示的に申し入れてきたのは、22年2月5日付け団交申入れにおいてであり、直ちに大学は箕面地区開催を認めたことを主張する。しかしながら、上記(1)のとおり、21年11月17日に箕面教組は箕面地区での団交の実施を求めており、大学の主張は事実関係としてその前提を欠き採用できない。

(4) 以上のとおりであるから、大学は箕面教組に対し、21年7月以降において、団交の開催場所につき、吹田地区以外では団交を開催しないとの限定を正当な理由なく行ったとみるのが相当である。

3 不当労働行為の成否

以上みてきたとおり、組合らによる21年7月以降本件申立てまでの間

の団交申入れに対する大学の対応は、団交の開催時間及び場所につき、正当な理由なくそれらを昼休みの時間帯及び吹田地区に限定したものであつて、かかる対応は、組合からの団交申入れに対する不誠実な対応として、労組法第7条第2号の不当労働行為に当たる。

4 救済方法

(1) 以上のとおり、本件大学の対応は不当労働行為に当たるものであり、初審命令が大学に対し、その主文第2項で文書手交を命じたことは相当である。

初審命令は、大学が組合らに手交する文書において、組合らからなされた団交申入れに対する大学の対応につき、時期を限定せずに労組法第7条第2号に当たるとしているが、本再審査では、不当労働行為の成否につき判定すべき審査対象を21年7月以降本件申立てまでの間の団交申入れに対する大学の対応に限定して、同対応について不当労働行為に当たると判断するものであるから、同手交文書においては、同期間の団交申入れに対する大学の対応が労組法第7条第2号の不当労働行為であると認定された旨記載することが適当である。

また、初審命令は、同手交文書において、箕面教組と大学教組を区別せず、団交の開催場所を限定したことが労組法第7条第2号に当たるとしているが、本件においては、団交の開催場所の限定に係る不当労働行為は箕面教組に対してのみ認められるものであるから、同手交文書は、箕面教組に対するものと、大学教組に対するものを別にして、大学教組に対するものについては、団交の開催時間についてのみ労組法第7条第2号の不当労働行為であると認定された旨記載することが適当である。

以上の趣旨にしたがい、主文Ⅱのとおり命じることとする。

(2) 次に、大学に対し、組合らから今後申し入れられる団交に関して、団交の開催時間及び開催場所につき限定をしないように何らかの不作為命

令を命じるかどうかについて検討する。

大学が、団交の開催時間及び開催場所につき、昼休みの時間帯、吹田地区と限定したことが不当労働行為に当たると認められることは上記のとおりであり、今後においても、大学は、団交の開催条件につきこのような限定をしてそれのみを提案し続けるのではなく、それらの条件を組合らと協議のうえ設定して団交に応じなければ、不誠実団交の誹りを免れることはできない。

もっとも、将来に向けて不作為命令を出すことの要否は、本件申立て以降の事情を勘案して判断することを要する。そこで以下では、本件申立て以降の大学の対応について見たうえで、現時点において、大学に対し、団交の開催時間及び開催場所につき、昼休みの時間帯、吹田地区と限定しないよう命じる必要があるかどうかを検討する。

まず、団交の開催時間につき昼休みの時間帯に限定するという大学の姿勢については、前記第4の5のとおり、大学は、少なくとも23年4月頃からは、昼休みの時間帯のほかに、勤務時間中、勤務時間終了後の団交開催を選択肢の一つとして提案しはじめており（第4の5(2)(3)）、さらに、23年8月には団交ルールについて、勤務時間中、勤務時間終了後を昼休みの時間帯と同列の時間帯として提示していることが認められる（第4の5(4)）。

また、団交の開催場所につき箕面教組に対し吹田地区に限定するという大学の姿勢についても、前記第4の5のとおり、大学は、23年8月頃から箕面地区での団交開催も受け入れる姿勢を示し始め（第4の5(2)(3)）、同月には団交ルールについて、箕面地区を吹田地区と同列に扱い、交互に開催することを提示していることが認められる（第4の5(4)）。

以上のとおり、本件にあっては、本件申立て以降において、大学の態

度に変化が見られ、本件申立て前の時期に比べると柔軟に団交に応じる姿勢が認められるところであって、現時点においては、大学に対し、組合から団交申入れに対して、団交の開催時間及び開催場所につき、昼休みの時間帯、吹田地区と限定しないよう命じることまでの必要性を認めることはできない。

なお、初審命令交付以降、団交の開催時間、開催場所等について、大学と組合との間で、団交ルールの定立が試みられたが、その成立をみると至っていない。大学と組合らは、それら開催条件をめぐって紛糾するところがないよう、共に努力して団交ルールを定立し、あるいは団交ルールに関する共通の認識を形成して、労働条件に関する団交がその都度できるだけ速やかに開催されるようにすることが望ましい。また、そのような団交ルールの定立ないし共通認識の形成がなされるまでの間においても、当該交渉の開催時間、開催場所等をできるだけ速やかに設定して、団交を行うことが望まれる。

以上の次第であるから、初審命令主文を主文のとおり変更し、大学の本件再審査申立てには理由がないから棄却することとし、労働組合法第25条、第27条の17及び第27条の12並びに労働委員会規則第55条の規定により、主文のとおり命ぜる。

平成24年6月6日

中央労働委員会

第二部会長 菅野和夫 印